

實
濟

内閣顧問臨時設置制

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ

ラレムコトヲ請フ

昭和十八年三月六日

内閣總理大臣東條英機



内閣顧問臨時設置前

第一條 大東亞戰爭ニ際シ重要軍需物資ノ生産擴充具ノ他戰時經

済ノ運営ニ補スル内閣總理大臣ノ救済施行ノ權務ニ參セシムル

為臨時ニ内閣ニ内閣顧問若干人ヲ置ク

内閣顧問ハ總務長官能ナル者ノ中ヨリ之ヲ任命ス

第二條 内閣顧問ハ親任官ノ待遇トス

第三條 内閣總理大臣ハ内閣部内職員又ハ戰時行政權行使例第四

條ノ規定ニ依リ内閣部内ニ於テ執行スル職務ヲシテ内閣顧問ノ

職務ヲ助ケシムルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
臨時内閣參議官制ハ之ヲ廢止ス

一金屬回收本部官制
一金屬回收本部回收官ノ特別任用ニ

關スル件

大正二年勅令第二百六十二號任用分
限又ハ官等ノ初叙陞叙ノ規定ヲ適
用セサル文官ニ關スル件中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付

セラレムコトヲ請フ